

IV 資料編

2 島根県関係

平成27年度 社会教育課 事務分掌表

平成27年4月1日

<table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">社会教育課長</td><td style="width: 50%;">荒木 正秀 (内線5910)</td></tr> <tr> <td>生涯学習振興グループリーダー (総括)</td><td>島田 成毅 (内線5427)</td></tr> <tr> <td>社会教育主事 (兼) 社会教育グループリーダー</td><td>山中 慎嗣 (内線5428)</td></tr> <tr> <td>社会教育主事 (兼) 企画幹 (青少年スタッフ)</td><td>林 和博 (内線6524)</td></tr> </table>				社会教育課長	荒木 正秀 (内線5910)	生涯学習振興グループリーダー (総括)	島田 成毅 (内線5427)	社会教育主事 (兼) 社会教育グループリーダー	山中 慎嗣 (内線5428)	社会教育主事 (兼) 企画幹 (青少年スタッフ)	林 和博 (内線6524)
社会教育課長	荒木 正秀 (内線5910)										
生涯学習振興グループリーダー (総括)	島田 成毅 (内線5427)										
社会教育主事 (兼) 社会教育グループリーダー	山中 慎嗣 (内線5428)										
社会教育主事 (兼) 企画幹 (青少年スタッフ)	林 和博 (内線6524)										
所 掌 事 務											
<p>1 社会教育に関する指導及び助言に関すること 2 生涯学習の振興に係る企画及び調整に関すること 3 成人教育、女性教育、高齢者教育、青少年教育及び家庭教育支援 (他課の所掌に属するものを除く) に関すること 4 青少年団体、女性団体、PTA その他の社会教育関係諸団体(社会体育諸団体を除く)に関すること 5 青少年の芸術及び文化の振興 (他課の所掌に属するものを除く) に関すること 6 公民館、図書館 (学校図書館を除く)、その他の社会教育施設(博物館及び博物館に相当する施設を除く)に関すること 7 県立社会教育研修センターに関すること 8 県立図書館に関すること 9 県立青少年社会教育施設に関すること 10 前各号に掲げるもののほか、生涯学習の振興及び社会教育に関すること</p>											
分 掌 事 務	担当者	副担当者									
生涯学習振興グループ 1 課内事務の総括及び調整に関すること 2 生涯学習振興グループの総括に関すること 3 職員の人事、服務及び研修に関すること 4 県議会に関すること 5 陳情・要望に関すること 6 各種計画 (「総合発展計画 (行政評価を含む)」、「教育ビジョン21」「島根の教育」等) に関すること 7 文書取扱主任・公印取扱主任に関すること 8 情報化リーダーに関すること 9 少年自然の家の事務総括に関すること (兼務)	G L (総括) 島田 成毅 (内線 5427)	企画員 足立 京子 企画員 坂本 直美									
1 歳入・歳出予算の編成及び執行に関すること (主) 2 県立社会教育施設の維持修繕費の予算調整に関すること 3 職員の福利・厚生に関すること 4 公務災害に関すること 5 物品の出納・保管に関すること 6 エコリーダーに関すること 7 内部管理事務改革に関すること 8 災害連絡に関すること 9 その他庶務一般に関すること 10 男女共同参画及び女性団体に関すること 11 少年自然の家の施設等及び庶務に関すること (兼務)	企画員 足立 京子 (内線 6875)	企画員 坂本 直美									

	分掌事務	担当者	副担当者
生涯学習振興グループ	1 生涯学習に関すること 2 県立青少年の家の施設等及び指定管理に関すること 3 栄典及び各種表彰に関すること 4 島根県高等学校文化連盟に関すること 5 青少年文化活動推進事業に関すること 6 島根県青少年芸術文化表彰に関すること 7 ふるさとティーチャーの派遣・研修に関すること 8 地域と中学校の文化活動支援事業に関すること 9 次代を担う子どもの文化芸術体験事業（文化庁）に関すること 10 芸術等鑑賞機会の提供に関すること 11 少年自然の家の予算及び執行に関すること（兼務）	企画員 坂本 直美 (内線 6485)	主事 保科 岳史
社会教育グループ	1 歳入・歳出予算の編成及び執行に関すること（副） 2 国庫金の事務の適正な執行に関すること 3 島根県公民館連絡協議会予算の適正な執行に関すること 4 県立図書館の施設等及び図書館事業に関すること 5 子ども読書活動の推進に関すること 6 「楽天いどうとしょかん」に関すること 7 広聴・広報に関すること 8 行政情報化、情報公開及び個人情報保護に関すること 9 社会教育施設に関する条例・規則の改廃に関すること 10 後援・共催に関すること 11 「社会教育の方針と事業」の編集に関すること	主事 保科 岳史 (内線 6875)	企画員 足立 京子
	1 島根県高等学校文化連盟との連絡・調整に関すること 2 ふるさとティーチャーの派遣・研修、青少年文化活動推進事業、島根県青少年芸術文化表彰、及び地域と中学校の文化活動支援事業における学校等との連絡・調整に関すること 3 放送大学島根学習センターとの連絡・調整に関すること	嘱託 樋口 知子 (内線 6485)	企画員 坂本 直美
社会教育グループ	1 社会教育グループの総括に関すること 2 社会教育事業の総括及び調整に関すること 3 社会教育主事派遣制度に関すること（総括） 4 社会教育施設との調整に関すること 5 社会教育主事資格取得講習及び認定に関すること 6 市町村の社会教育事業の助言に関すること	社会教育主事 (兼)社会教育G L 山中 慎嗣 (内線 5428)	
	1 島根県社会教育委員の会に関すること 2 島根県社会教育委員連絡協議会に関すること 3 教育事務所社会教育スタッフとの連携に関すること 4 市町村社会教育・生涯学習主管課長及び担当者等の会議に関すること 5 県立社会教育研修センターに関すること 6 全国及び中四国主管課長会議に関すること 7 社会教育における島根大学との連携に関すること 8 社会教育調査に関すること	社会教育主事 (兼)地域教育 SL 山本 芳正 (内線 5429)	社会教育主事 池田 哲也

	分掌事務	担当者	副担当者
	1 実証！地域力醸成プログラム（若者の地域参画：公民館職員）に関すること 2 P T A団体の研修・指導・表彰に関すること 3 島根県幼・小中・高・特別支援P T A連絡協議会に関すること 4 結集！しまねの子育て協働プロジェクト（学校支援）に関すること 5 ふるさと教育に関すること（交付金、教職員研修） 6 公民館ふるさと教育推進モデル事業に関すること 7 親子と地域をつなぐP T C A活動活性化事業に関すること 8 成人教育に関すること	社会教育主事 池田 哲也 (内線 5429)	社会教育主事 大森 伸一
社会教育	1 島根県公民館連絡協議会に関すること 2 地域力活性化コンファレンスに関すること 3 実証！地域力醸成プログラム（多世代がつながる地域づくりモデル事業）に関すること 4 実証！地域力醸成プログラム（若者の地域参画：大学連携）に関すること 5 しまねのふるまい推進プロジェクト事業（公民館ふるまい推進事業）に関すること 6 高齢者教育に関すること	社会教育主事 大森 伸一 (内線 6876)	社会教育主事 (兼)地域教育SL 山本 芳正
グループ	1 社会教育主事等の研修に関すること 2 社会教育主事派遣制度に関すること 3 国立・県立青少年教育施設に関すること 4 優良少年団体表彰に関すること 5 社会教育主事講習派遣教員活動交付金に関すること 6 青少年教育に関すること	社会教育主事 (兼)家庭教育SL 楳野 吉人 (内線 5428)	社会教育主事 水浦 千晃
	1 結集！しまねの子育て協働プロジェクト（家庭教育支援、放課後支援、土曜日の教育支援）に関すること 2 企業と連携した「職場で親学！！」モデル事業に関すること 3 優れた地域による学校支援活動表彰に関すること 4 青少年団体の指導及び指導者養成に関すること 5 子どもゆめ基金に関すること	社会教育主事 水浦 千晃 (内線 5428)	社会教育主事 (兼)家庭教育SL 楳野 吉人
	1 ふるさと教育推進事業の補助業務に関すること 2 島根県公民館連絡協議会事業の補助業務に関すること 3 文書の收受・発送・保管に関すること 4 その他課内業務の補助に関すること	事務員 藤田 耀平 (内線 5428)	社会教育主事 大森 伸一 嘱託 樋口 知子
青少年S	1 青少年行政の連絡調整に関すること	社会教育主事（兼）企画幹 (併任 青少年家庭課) 林 和博 (内線 6524)	

社会教育主事派遣要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市町村における社会教育行政及び生涯学習振興行政の推進を図るため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第48条第2項第8号に基づき、島根県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）が市町村教育委員会に対して行う社会教育主事（社会教育主事補を含む。以下同じ。）の派遣に関し、必要な事項を定めるものとする。

(名称)

第2条 前条の県教育委員会が市町村教育委員会に派遣する社会教育主事（以下「派遣社会教育主事」という。）の市町村教育委員会における職名は、社会教育主事とする。

2 前項の規定にかかわらず、県教育委員会及び市町村教育委員会は、派遣社会教育主事という名称を通称として用いることができる。

(職務)

第3条 派遣社会教育主事は、緊急な課題である次の事項に重点を置きながら、派遣先市町村教育委員会において社会教育行政及び生涯学習振興行政に関する事務に従事するものとする。

- (1) 家庭、学校及び地域が連携協力した社会教育事業の推進
- (2) 島根の地域の特性を生かしたふるさと教育の推進
- (3) 広域的な市町村の枠組みの拡大に対応した地域社会における人づくり、地域づくりの推進

(派遣)

第4条 派遣社会教育主事の派遣を求める市町村教育委員会は、派遣申請書（様式第1号）を県教育委員会に提出しなければならない。

2 県教育委員会は、前項の派遣申請に基づき、必要と認めたときは、当該市町村教育委員会に派遣社会教育主事を派遣するものとする。

(派遣の要件)

第5条 県教育委員会が前条の規定により派遣社会教育主事を派遣する市町村教育委員会は、次に掲げる要件を満たさなければならない。

- (1) 当該市町村教育委員会に、自らの任用に係る社会教育主事が置かれていること。
 - (2) 県教育委員会が市町村教育委員会に派遣する派遣社会教育主事が1の市町村教育委員会に2人以上である場合にあっては、当該市町村教育委員会に自らの任用に係る社会教育主事が2人以上で別に定める数以上に置かれていること。
- 2** 前項第1号の規定にかかわらず、派遣社会教育主事の派遣期間中に当該市町村教育委員会の自らの任用に係る社会教育主事を置くことが確実であるときは、派遣することができるものとする。

(任命)

第6条 派遣社会教育主事は、県教育委員会教育長（以下「県教育長」という。）が選考し、県教育委員会が任命する。

(身分)

- 第7条** 派遣社会教育主事は、県教育委員会事務局職員の身分と派遣先市町村教育委員会事務局職員の身分とを併せ有するものとする。
- 2 県教育委員会及び派遣先市町村教育委員会は、派遣社会教育主事に対し、それぞれが社会教育主事の発令を行うものとする。

(派遣の期間)

- 第8条** 一の市町村教育委員会に派遣される派遣社会教育主事の派遣期間は、その者が当該市町村教育委員会に派遣された時から4年以内とする。ただし、県教育委員会が必要と認めた場合には、派遣先市町村教育委員会との協議により、派遣期間を延長することができる。

(服務)

- 第9条** 派遣社会教育主事の服務については、派遣先市町村教育委員会の規定に基づき、当該市町村教育委員会が監督するものとする。

(勤務条件)

- 第10条** 派遣社会教育主事の勤務条件について、県教育委員会の規定と派遣先市町村教育委員会の規定との間に相違がある場合には、その都度協議して定めるものとする。

(分限及び懲戒)

- 第11条** 派遣社会教育主事の分限及び懲戒については、県教育委員会の規定に基づき、県教育委員会が行う。

(給与等)

- 第12条** 派遣社会教育主事の給与（特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職手当及び管理職員特別勤務手当を除く。）及び退職手当は、県教育委員会の規定に基づき、県が支給する。
- 2 派遣社会教育主事の旅費及び社会教育活動に必要な経費は、派遣先市町村教育委員会の規定に基づき、当該市町村が支給する。

(経費の負担)

- 第13条** この要綱に基づき派遣社会教育主事の派遣を受けた市町村教育委員会は、その派遣に要する経費の一部を負担し、県に納入するものとする。
- 2 前項の規定による負担金（以下「負担金」という。）の額は、地方交付税法（昭和25年法律第211号）第2条に規定する単位費用に適用する単位費用積算基礎の前年度分都道府県分歳出の「派遣社会教育主事」の給与費の積算を基礎とし、前条第1項による給与等の1人分の単価に、次項に定める定率を乗じて得た金額とする。なお、円未満の端数は切り捨てる。
- 3 前項の定率は、市にあっては2分の1、町村にあっては4分の1とする。
- 4 負担金は、毎年度9月及び3月に県教育長が発行する納入通知書により納入するものとする。
- 5 派遣社会教育主事が私傷病による休暇等により、1暦月の全勤務日の全日を勤務しなかつた場合の負担金については、当該負担金の額を12で除して得た金額に、該当月数を乗じて得た金額を控除した額とする。

(協定)

第14条 県教育委員会は、派遣社会教育主事を市町村教育委員会に派遣するに当たって、当該市町村教育委員会と協議して協定を締結するものとする。

(教育事務所長の対応)

第15条 教育事務所長は、派遣社会教育主事の円滑な派遣に資するため、次に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 派遣社会教育主事の活動計画について、市町村教育委員会と密接な連携を図り、相互の計画に食い違いが生じないようにすること。
- (2) 派遣社会教育主事の情報交換・連絡の日を月1回以上設けること。

(派遣先市町村教育委員会教育長の対応)

第16条 派遣先市町村教育委員会の教育長（以下「市町村教育長」という。）は、派遣社会教育主事と協議の上、社会教育行政及び生涯学習振興行政を円滑に推進するため、地域における連携を図る連絡会議等を組織し、家庭、学校、地域の連携に係る推進体制の整備を図るものとする。

2 市町村教育長は、派遣社会教育主事の職務の円滑な遂行に資するため、次に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 市町村教育委員会の自らの任用に係る社会教育主事と派遣社会教育主事が、互いにその専門性を生かし、相互の協力体制に基づいた活動が行われること。
- (2) 研修機会の提供等を適切に行うこと。
- (3) 第9条に定める派遣社会教育主事の服務の監督に当たっては、執務が継続できない程度の支障が生じたときは、速やかに教育事務所長に通知すること。

(市町村教育長の報告等)

第17条 市町村教育長は、事務の遂行に当たって、次に掲げる報告書等を提出するものとする。

- (1) 派遣社会教育主事と協議の上、社会教育・生涯学習振興活動年間計画書（様式第2号）を作成し、教育事務所長を経由して県教育長に提出すること。
- (2) 社会教育・生涯学習振興活動月別実績報告書（様式第3号）を、月1回、翌月15日までに、半期別報告書（様式第4号）を10月末日までに、教育事務所長を経由して、県教育長に提出すること。
- (3) 社会教育・生涯学習振興活動年間実績報告書（様式第5号）を、翌年度4月末日までに、教育事務所長を経由して、県教育長に提出すること。
- (4) その他必要に応じた関係書類

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、県教育長と市町村教育長が協議して定めるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成20年9月18日から施行し、平成21年度以降の派遣に関し適用する。
- 2 従前の地域教育コーディネーター派遣事業実施要綱は、平成20年度までの派遣に関し効力を有するものとし、平成21年度から廃止する。
- 3 この要綱は、平成25年3月1日から施行し、平成25年度以降の派遣に関し適用する。
- 4 この要綱は、平成26年3月18日から施行し、平成26年度以降の派遣に関し適用する。

ふるさと教育基本方針

島根県教育委員会

1 ふるさと教育の基本方針

島根に残る美しく豊かな自然、各地域に脈々と受け継がれてきた固有の歴史や文化、地域の人材などについての認識を深め、ふるさとへの愛着や誇りをさらに高めていくとともに、地域を支える次世代の育成をすすめていく必要がある。

そこで、地域においては、住民がふるさとの現状や歴史などに改めて向き合うことで、その魅力や普遍的な価値に気づき、理解を深めていく。

学校においては、地域の人々とともに行う自然体験、社会体験等を通じて、子供たちに地域社会の一員としての自覚を持たせ、社会性を育む。また、地域課題に正対することで、ふるさとへの貢献意欲を育む。

また、ふるさと教育を着実に推進していくため、引き続き学校・地域が相互理解の上に緊密に連携し、それぞれの役割を果たしながら取り組む。

2 ふるさと教育の定義

地域の教育資源（ひと・もの・こと）を活かした教育活動

3 ふるさと教育が目指すもの

(1) 地域

- ・地域住民のふるさとへの理解促進
- ・地域を支える次世代の育成

(2) 学校

- ・ふるさとへの愛着や誇りの醸成
- ・地域に貢献しようとする意欲の喚起

4 主な取組

(1) 地域

地域の課題解決に向けた取組の充実

- 地域における体験活動の充実
- 担い手育成など、地域の課題をテーマとした取組の充実
- 学校支援体制の充実

(2) 学校

学習の深まりを意識した取組となる指導の充実

- 就学前から高等学校までの一貫性のある教育の充実
- 発達の段階を踏まえた教育の充実
- 地域・島根と世界や我が国との関連性を意識させ、幅広い視野でふるさとを捉える指導の推進

島根県社会教育委員名簿

任期：平成26年6月24日～平成28年6月23日

(平成26年8月7日 一部改選)

No.	氏名	ふりがな	地域	役職
1	安部 隆	あべ たかし	奥出雲	島根県市町村教育長会副会長(奥出雲町教育長)
2	有馬 毅一郎	ありま きいちろう	松江	島根大学名誉教授
3	門脇 裕	かどわき ゆたか	隱岐	公募委員
4	栗栖 真理	くりす まり	浜田	浜田まちの縁側代表
5	佐田尾 志おり	さだお しおり	江津	江津市立跡市小学校校長
6	高尾 雅裕	たかお まさひろ	松江	山陰中央新報社 論説委員会副委員長
7	竹田 尚子	たけだ なおこ	松江	NPO法人おやこ劇場松江センター副理事長
8	田中 恭子	たなか ゆきこ	浜田	島根県立大学総合政策学部准教授
9	團野 真由美	だんの まゆみ	松江	島根県国公立幼稚園長会会長(松江市立城西幼保園長)
10	長岡 誠	ながおか まこと	松江	島根県公民館連絡協議会会长
11	藤井 伸治	ふじい しんじ	大田	美郷町立大和中学校校長
12	三澤 和枝	みざわ かずえ	奥出雲	島根県PTA連合会母親委員長

(敬称略・50音順)

社会教育関係各種表彰一覧

[平成 26 年度]

表彰者	表 彰 名	被 表 彰 者
文部科学大臣	優良 P T A 文部科学大臣表彰	奥出雲町立三沢小学校 P T A
	P T A 活動振興功労者表彰	(※ 5 年ごとに実施 平成 26 年度はなし)
	優れた「地域による学校支援活動」文部科学大臣表彰	浜田東中学校区学校支援地域本部（浜田市） 高角小学校の教育コミュニティ創造（江津市）
	子どもの読書活動優秀実践図書館・団体（個人）文部科学大臣表彰	安来市立図書館 河野 美智子（浜田市）
	優良公民館表彰	松江市八雲公民館
	社会教育功労者表彰	該当なし
島根県知事	島根県各種功労者表彰	秋庭 ゆみ子（隠岐の島町） 福田 真智子（出雲市）
県教育委員会	教育功労者表彰及び教育優良団体表彰	白川 美保子（浜田市） 読み聞かせボランティア「チエルシー」（海士町）
県教育長	優良公民館表彰	浜田市立波佐公民館 江津市立二宮公民館 益田市益田公民館
	公民館職員表彰	門脇 悅子（松江市朝酌公民館 主任） 渡部 浪子（松江市法吉公民館 館長） 藤田 義矩（安来市吉田交流センター 館長） 糸原 安雄（安来市奥田原交流センター 館長） 布野 泰徳（出雲市神門コミュニティセンター センター長） 三成 勲（出雲市神西コミュニティセンター センター長） 松本 剛美（出雲市伊野コミュニティセンター センター長） 景山 良教（奥出雲町立三沢公民館 館長） 米井 隆（浜田市立長浜公民館 主事） 佐々木君子（浜田市国府公民館有福分館 主事） 今田 善行（大田市温泉津公民館 館長） 鹿毛美紀子（大田市大森まちづくりセンター 職員） 灘 勝晴（江津市黒松地域コミュニティ交流センター センター長） 吉川 正（邑南町田所公民館 館長） 大庭 完（益田市真砂公民館 館長） 桑原 恒夫（吉賀町柿木公民館 館長）
	優良少年団体表彰	大野子ども会育成協議会（松江市） 上津探検隊（出雲市） 土江子ども神楽団（大田市）
	公民館優良職員表彰	鹿島 龍也（松江市公民館地域活動コーディネーター）
(社)全国公民館連合会	公民館功労者表彰	該当なし

	公民館永年勤続職員表彰	吉原 幸子（松江市古江公民館 主任） 門脇 悅子（松江市朝酌公民館 主任） 吉野 史子（松江市竹矢公民館 主任） 板垣 由里（安来市比田交流センター 主事） 日野 悅子（出雲市神門コミュニティセンター マネジャー） 石原 晴代（奥出雲町立布勢公民館 館長） 高尾 富美（奥出雲町立鳥上公民館 主事） 山崎 壽松（浜田市立周布公民館 館長） 牛尾 札子（浜田市立周布公民館 主事） 吉本美和子（浜田市立白砂公民館 主事） 上田 正吉（大田市福波まちづくりセンター センター長） 見戸千代美（大田市大屋まちづくりセンター 職員）
山陰中央新報社	地域開発賞（教育賞）	松井 小夜子（松江市）※高文連から推薦
(社)全国社会教育委員連合会長	全国社会教育委員連合表彰	遠藤 勝之（美郷町）
県社会教育委員連絡協議会長	社会教育委員表彰	安達慶太郎（松江市） 梅林 益美（安来市） 安藤 壮巖（安来市） 松島 俊枝（雲南市） 前田 榮子（飯南町） 森川 學（浜田市） 荒水 博昭（邑南町） 金井 宗次（隠岐の島町）
全国視聴覚教育連盟	視聴覚教育功労者表彰	中嶋 春喜（松江市）